

放置自転車の運用に関する検討

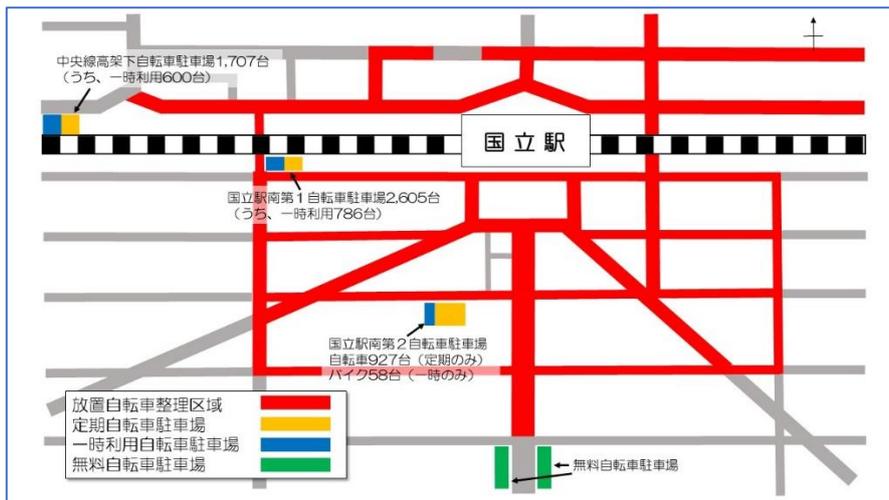
国立市内には国立駅（中央線）、谷保駅（南武線）、矢川駅（南武線）の3駅があり、各駅周辺には市の条例に基づき放置自転車整理区域を設置しています。放置自転車整理区域においては、啓発員が巡回し、放置自転車を確認した際には警告札の貼り付けや自転車保管場所への移送を実施しています。

以下、自転車安全利用促進条例の一部を抜粋
(放置自転車に対する措置)

第9条 市長は、公共の場所等について、関係官署と協議により、放置自転車の整理区域を設けることができる。

2 市長は、前項の整理区域内において、相当な期間、放置自転車がある場合は、当該自転車を移送し保管することができる。

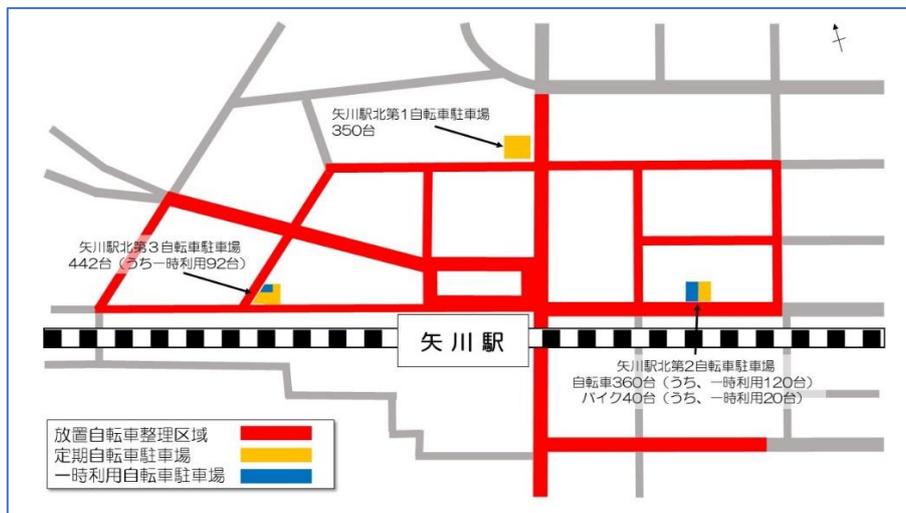
◆国立駅周辺自転車整理区域



◆谷保駅周辺自転車整理区域

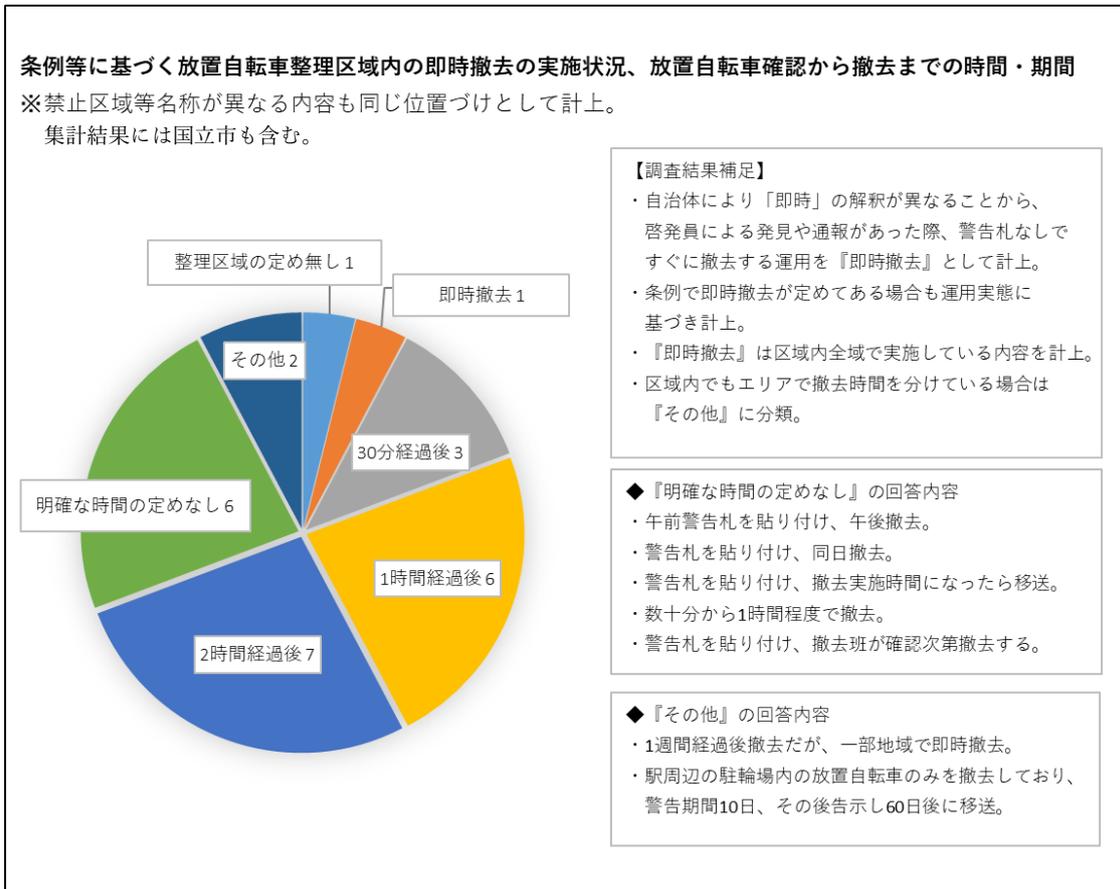


◆矢川駅周辺自転車整理区域



現状、国立市においては、撤去実施日に放置自転車を確認した場合、警告札を貼り付けてから一定時間経過後（警告札の貼り付けと同日）に自転車保管場所への移送を実施しています。現状、整理区域に自転車を置いて、買い物や飲食程の時間であれば十分に戻る時間であることから、移送が行われないことにより放置を繰り返してしまうということも考えられます。景観を損なうことや通行における危険から、市民からは即時撤去を行ってほしいとの要望を受けることもあります。

現状の警告時間について、啓発等の観点から適切であるか再考するため、令和6年10月に多摩地域25市を対象に、放置自転車の移送までの時間・期間に関する調査を実施しました。その結果、整理区域における即時撤去の実施状況、撤去までの時間・期間については、以下の通りでした。尚、警告時間等について非公表の自治体があることから、個別の回答内容は表記していません。



即時撤去の実施（警告札を使用せずに撤去）については、26市中1市のみとなっており、条例で即時撤去を定めている自治体も、ほとんどが運用実態としては一定の警告時間を設けているという内容でした。撤去までに設ける時間として最も多いのは2時間、次いで1時間という結果でした。また、時間は設けているものの、30分という短い時間で、限りなく即時撤去に近い自治体も3件ありました。その他、警告時間を設けているものの、一部放置自転車の多いエリアでは即時撤去を導入している自治体もあります。

国立市においては、市営自転車駐車場の受け入れ台数は十分ありますが、特に国立駅南口周辺では、自転車駐車スペースの無い小規模な路面店が多くなっていることから、店舗傍の道路上に自転車を置いてしまう状況が多く見られます。啓発員が巡回を行っており、一部自転車の放置を未然に防ぐことも出来ていますが、それでもなお放置自転車は多い状況にあり、現在の自転車撤去の運用について見直しを行う必要もあると考えています。